

# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

	目	次		(取	扱課室	图名)	~-	ーシ
0	告示	₹						
54	14	クリーニング師の研修の指定	(食品	品・生	活衛生	三課)		1
54	15	クリーニング所の業務従事者講習の指定	(	"	,	)		2
54	16	生活保護法による医療機関の指定	(†	畐祉保 <sup>。</sup>	健総務	孫課)		2
54	17	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退		(障:	害福祉	上課)		2
54	18	身体障害者福祉法による医師の指定		(	"	)		3
54	19	指定障害福祉サービス事業者の指定		(	"	)		3
55	50	II		(	"	)		3
55	51	指定自立支援医療機関の指定		(	"	)		3
55	52	II		(	"	)		4
55	53	II		(	IJ	)		4
55	54	社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録		(	IJ	)		4
55	55	印南土地改良区の役員の就退任	(月	農業農	村整備	請課)		4
55	66	日置川土地改良区の役員の就退任	(		IJ	)		5
55	57	地域森林計画の案の縦覧		(林	業振興	课課)		6
55	8	保安林の指定の解除予定		(森	林整備	請課)		6
55	59	道路の位置の指定		(都)	市政策	段課)		7
56	60	II		(	IJ	)		7
56	51	II		(	IJ	)		7
56	52	平成25年度和歌山県立図書館コンピュータシステム機器等の賃貸	貸借に係	る一般	设競争.	入札		
	に	参加する者に必要な資格等		(教	育委員	会)		7
0	公台	ī						
入	.札2	告	(糸	総務事	務集中	祼)		10
"				(教	育委員	会)		13
0	諸幸	ž						
和	歌口	1県収用委員会公示送達		(収	用委員	会)		16

# 古 示

# 和歌山県告示第544号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修(第1型研修)を次のとおり指定した。

平成25年5月10日

- 1 主催者の名称及び住所
  - (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
  - (2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 開催年月日及び開催場所

# 和歌山県報 第 2453 号

平成25年5月10日(金曜日)

開催年月日	開 催 場 所
平成25年8月25日(日)	和歌山地域地場産業振興センター (和歌山市紀三井寺856)

#### 3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

# 和歌山県告示第545号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習(第2 型講習)を次のとおり指定した。

平成25年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 主催者の名称及び住所
  - (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
  - (2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日
- (1) 講習受付期間 平成25年5月27日(月)から同年6月24日(月)まで
- (2) レポート提出締切年月日 平成25年8月19日 (月)
- 3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

# 和歌山県告示第546号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	指 定 年月日
西訪	株式会社めぐみ	西牟婁郡上富田町岩田	訪問看護ステーション	西牟婁郡上富田町岩田	平成
9-25		2836	めぐみ	2836	25. 4. 5

#### 和歌山県告示第547号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成25年5月10日

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退年月日
園部美弥彦	内科	医療法人晃和会 谷口病院	海南市日方328	平成 25. 2. 28
岡田正	整形外科	医療法人岡田整形外科	橋本市市脇1-45-2	平成 23. 10. 20
河合純	内科	橋本市民病院	橋本市小峰台2-8-1	平成 25. 3. 31

#### 和歌山県告示第548号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。 平成25年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

						診	断	す	る	身	体	障	害	の	種	類	
指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関 の所在地	指 定 年月日	視	聴	平	音声	そしゃ	肢	心	腎	呼	はう	小	免	肝
					覚	覚	衡	言語	?~	体	臓	臓	吸	直に	腸	疫	臓
南方良仁	泌尿器科	新宮市立医療センター	新宮市蜂 伏18-7	平成 25. 4. 24										0			

# 和歌山県告示第549号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の 指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012250 142	やおき工房	西牟婁郡上富田 町朝来樫ノ木40 51-54		特になし	社会福祉法人やおき福祉会	田辺市下三栖14 75-201	平成 25.4.1

## 和歌山県告示第550号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の 指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3019900 020	串本町社会福祉 協議会古座事業 所	東牟婁郡串本町 上野山291-4	重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者 難病等対象者	串本町社会福 祉協議会	東牟婁郡串本町 串本2367	平成 25. 5. 1

#### 和歌山県告示第551号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成25年5月10日

|--|

# 和歌山県報 第 2453 号

平成25年5月10日(金曜日)

スズラン薬局笠田 店	伊都郡かつらぎ町笠田東174-4	_	浅田岳彦	平成 25. 5. 1
---------------	------------------	---	------	----------------

#### 和歌山県告示第552号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成25年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
スズラン薬局笠田店	伊都郡かつらぎ町笠田東174-4	浅田岳彦	平成 25. 5. 1

# 和歌山県告示第553号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成25年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定年月日
城南薬局古屋店	和歌山市古屋153-31	土屋定美	平成 25.5.1

#### 和歌山県告示第554号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示する。

平成25年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	実 施 す る 特定行為の種別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	登 録 年月日
30210002 9	ホーム水尻	有田郡有田川町水 尻1187-5	口腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	· .	有田郡有田川町庄 1040-6	平成 25. 5. 1

# 和歌山県告示第555号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、印南土地改良区の役員について次の とおり公告する。

平成25年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員(平成25年3月31日退任)

職名氏名住所

# 和歌山県報 第2453号

理事 脇谷晴彦 日高郡印南町大字印南1714番地の2 理事 久保田耕一 日高郡印南町大字印南1683番地 理事 濵中芳光 日高郡印南町大字印南1629番地の2 日高郡印南町大字印南302番地の2 理事 田野曠治 理事 山口義信 日高郡印南町大字印南2227番地の2 理事 池田晃 日高郡印南町大字津井390番地 監事 笹本明 日高郡印南町大字印南1661番地の1 監事 塩田忠臣 日高郡印南町大字印南1811番地の3 監事 川瀬邦造 日高郡印南町大字印南2265番地の3

2 就任した役員(平成25年4月1日就任)

職名氏名住所

理事 久保田耕一 日高郡印南町大字印南1683番地 理事 濱中芳光 日高郡印南町大字印南1629番地の2 理事 清水章広 日高郡印南町大字印南1262番地 理事 村上道雄 日高郡印南町大字印南1475番地 理事 玉置一之 日高郡印南町大字印南1818番地 理事 池田晃 日高郡印南町大字印南1811番地の3 監事 塩田忠臣 日高郡印南町大字印南1811番地の3 監事 笹野隆 日高郡印南町大字印南1855番地

# 和歌山県告示第556号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により日置川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成25年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任する役員(平成25年5月25日退任)

職名 氏 名 住 所

理事 廣畑幸男 田辺市中三栖1134番地 理事 細尾制吒 田辺市中三栖1205番地

理事 後呂豊 西牟婁郡白浜町日置982番地の23 理事 小野重平 西牟婁郡白浜町田野井470番地 理事 宮前博 西牟婁郡白浜町日置1050番地

理事 藤裏絹代 西牟婁郡白浜町堅田2578番地の347

理事 青山茂樹 西牟婁郡白浜町矢田248番地 理事 栗山圭治 西牟婁郡白浜町大古612番地

理事 那須輝也 田辺市上三栖1250番地

理事 中橋隆夫 西牟婁郡白浜町安宅212番地

理事 中村廣司 田辺市下三栖1164番地

理事 瀧川洋 西牟婁郡白浜町塩野40番地 理事 須本修平 西牟婁郡白浜町塩野6番地

理事 尾﨑春己 西牟婁郡白浜町安宅369番地の8

理事田中幹雄田辺市中三栖1590番地監事平雅夫田辺市中三栖638番地の2監事那須実田辺市中三栖200番地の2

監事 裏垣壽男 田辺市中三栖1870番地の1

2 就任する役員(平成25年5月26日就任)

職名氏名住所

理事 長谷川寛 西牟婁郡白浜町安居1677番地

理事 柳本隆彦 田辺市下三栖1637番地

理事 小森昭治 日高郡みなべ町西岩代1409番地 理事 小野重平 西牟婁郡白浜町田野井470番地 理事 中村圭吾 西牟婁郡白浜町安宅111番地の2 理事 中尾元 有田郡有田川町田角415番地1

理事 青山茂樹 西牟婁郡白浜町矢田248番地 理事 栗山圭治 西牟婁郡白泺町大古612番地

理事 栗山圭治 西牟婁郡白浜町大古612番地

理事 芝博文 田辺市上秋津1452番地

 理事
 北隆雄
 西牟婁郡白浜町安宅132番地

 理事
 瀧川洋
 西牟婁郡白浜町塩野40番地

理事 掛田一史田辺市中三栖99番地の1理事 田中幹夫田辺市上秋津1086番地の2

理事 尾﨑春己 西牟婁郡白浜町安宅369番地の8 理事 藤裏富治男 西牟婁郡白浜町ロケ谷642番地の2

監事平雅夫田辺市中三栖638番地の2監事那須実田辺市中三栖200番地の2監事裏垣壽男田辺市中三栖1870番地の1

#### 和歌山県告示第557号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり 当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成25年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 森林計画区の名称

紀南森林計画区 (田辺市一円、新宮市一円、西牟婁郡一円及び東牟婁郡一円)

2 縦覧場所

紀南地域森林計画

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局地域振興部林務課及び東牟婁振興局地域 振興部林務課

3 縦覧期間

平成25年5月10日から同年6月3日まで

# 和歌山県告示第558号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年5月10日

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡高野町大字高野山字大滝辻18の1・字千本槇19の1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養

## 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第559号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。 平成25年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

		申請者		道	路
指定番号	指 定 位 置	住 所	指定年月日	幅員	延 長
		氏 名		メートル	メートル
3207		和歌山市太田二丁目13番2		6. 00	41. 86
	一部、野上野字藤ノ木24番		25. 4. 18		
	6の一部	ヤマイチエステート株式会			
		社  代表取締役 山田茂			
		八衣以柿文			

#### 和歌山県告示第560号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。 平成25年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

		申 請 者		道	路
指定番号	指定位置	住 所	指定年月日	幅員	延 長
		氏 名		メートル	メートル
3215	橋本市隅田町中島字風呂尻	橋本市高野口町名倉171番	平成	4. 75	34.00
	336番の一部、338番2の一	地	25. 4. 18		
	部	株式会社タツミビルド			
		代表取締役 巽裕善			

#### 和歌山県告示第561号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。 平成25年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指定位置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 幅 員 メートル	路 延 長 メートル
3217	有田市宮崎町字宮ノ脇505番の一部	有田市宮崎町172番地の8 日宝設計株式会社 代表取締役 田中明治	平成 25. 4. 25	6. 00 5. 00	20. 04
				6. 00	33. 00

## 和歌山県告示第562号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共 団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、 平成25年度和歌山県立図書館コンピュータシステム機器等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必 要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成25年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 業務内容

平成25年度和歌山県立図書館コンピュータシステム機器等の賃貸借

2 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成25年5月10日(金)現在において、次の要件を満たしている者(この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)を含む。)とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 コンソーシアムにあっては、各構成員がこの要件を満たすものであること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 コンソーシアムにあっては、各構成員がこの要件を満たすものであること。
- (3) 自己又は自社の役員若しくはその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約できる者であること。

コンソーシアムにあっては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

- ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。)第2 条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)であると認められる者
- イ 暴力団 (暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等が経 営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
- エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体 に属する者でないこと。

コンソーシアムにあっては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

- (6) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。 コンソーシアムにあっては、各構成員がこの要件を満たすものであること。
- (7) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。 コンソーシアムにあっては、各構成員がこの要件を満たすものであること。
- (8) 3の(1)のアの(サ)又は3の(1)のイの(サ)に掲げる作業実施計画書について、和歌山県の示す仕様を満足するものを提出した者であること。
- (9) 平成20年1月1日から平成25年5月10日までの間に、都道府県立図書館における図書館基幹業務システムの導入に係る事業実績を有する者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかの者がこの要件を満たすものであること。

(10) この契約の目的物である機器等を県に貸借することができる者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかの者がこの要件を満たすものであること。

- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
  - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
    - ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。
    - (ア) 競争入札参加資格審査申請書
    - (イ) 事業経歴書
    - (ウ) 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
    - (エ) 印鑑証明書
    - (才) 使用印鑑届
    - (カ) 直近2年分の財務諸表 (法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
    - (キ)次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
      - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
      - b 和歌山県が課する県税全税目
      - c 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)
    - (ク) 誓約書
    - (ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
    - (コ) 2の (9) に掲げる事業実績を証する書類
    - (サ) 和歌山県が示す仕様書に準拠する作業実施計画書
    - (シ) 担当技術者経歴書
    - イ コンソーシアムとして申請するとき。

次の(イ)から(ケ)までについては、構成員ごとに提出すること。

- (ア) 競争入札参加資格審査申請書 (コンソーシアム)
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 構成員が法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
- (エ) 印鑑証明書
- (才) 使用印鑑届
- (カ) 直近2年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- (キ)次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
  - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - b 和歌山県が課する県税全税目
  - c 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)
- (ク)誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状 (コンソーシアム構成員)、委任状 (コンソーシアム 代表者)
- (コ)2の(9)に掲げる事業実績を証する書類(コンソーシアム構成員いずれかのもの)
- (サ) 作業実施計画書 (コンソーシアム) 和歌山県が示す仕様書に準拠することとし、コンソーシアムとして提出すること。
- (シ) 担当技術者経歴書 コンソーシアムとして提出すること。
- (ス) コンソーシアム協定書の写し コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。
- (2) (1) のアの(イ) から(エ) まで及び(カ) から(ク) まで並びに(1) のイの(イ) から(エ)

まで及び(カ)から(ク)までに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく入札参加に関する知事の審査を経て、現に有効な入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

- (3) (1) のアの(ア)、(イ)、(オ)、(ク)及び(ケ)に掲げる申請書類並びにイの(ア)、(イ)、(オ)、(ク)、(ケ)及び(ス)に掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成25年5月10日(金)から同月17日(金)までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類についての質問は、平成25年5月10日(金)から受け付けるものとし、4に掲げる資格審査説明会において回答を行う。

その後は、平成25年5月21日(火)午後5時までの間に和歌山県立図書館サービス課に対して書面 (ファクシミリを含む。)及び電子メールにより行うものとする。

- 4 資格審査説明会の場所及び日時
  - (1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号 和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

(2) 日時

平成25年5月17日(金)午後2時から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成25年5月10日(金)から同月28日(火)までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立図書館総務課

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成25年6月4日(火)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

- 9 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成25年6月14日(金)午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成25年6月21日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

# 公 告

#### 入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。

以下「自治法令」という。) 第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成25年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 調達年度及び調達案件番号平成25年度 調達案件番号20130009064号
  - (2) 調達案件名

Microsoft Office Standard 2013 ライセンス

(3) 調達物品の名称及び数量

Microsoft Office Standard 2013 ライセンス 2,289本

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

平成25年9月30日 (月)

(6) 納入場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課(和歌山市湊通丁北一丁目2の1番地)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成24年和歌山県告示第340号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「情報処理用機器」又は「情報処理用品」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成25年5月10日(金)から同年6月12日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
  - (1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

- 5 一般競争入札の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の場所及び日時
  - ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室(本館2階)

イ 入札日時

平成25年6月19日 (水) 午前10時00分から

ウ 開札場所

アに同じ。

- 工 開札日時
  - イに同じ。
- (2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成25年6月18日(火)午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

#### 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。)及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

- (1) 電子入札は、平成25年6月18日 (火) 午前9時から同月19日 (水) 午前9時45分までに行うこと。
- (2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第87条第4号の規定により免除とする。

- 9 契約保証金に関する事項
  - (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。
- 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止 の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者 のした入札は、無効とする。

- 11 落札者の決定の方法
- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合(当該入札者が電子入札を行った場合を除く。)には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、 落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじ を引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集

中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がい る場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。こ の場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1) に規定する日時に入札の場 所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア名称

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 電話番号 073-441-2294 ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

- (5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌 山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調 達物品についての調達手続の停止等があり得る。
- 13 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Microsoft Office Standard 2013 License: 2,289 (and Installation Disk Kit: 1disk)
  - (2) Time limit for tender : 10:00 a.m. 19 June 2013
  - (3) Contact point for the notice: Business Center Division,

Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585

TEL 073-441-2294

# 入札公告

平成25年度和歌山県立図書館コンピュータシステム機器等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札 を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。) 第167条の6及び地方 公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基 づき公告する。

平成25年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 事業年度

平成25年度

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県立図書館コンピュータシステム機器等の賃貸借 一式

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 設置及び納入場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館

田辺市新庄町3353番地9

和歌山県立紀南図書館

(5) 納入期限

平成25年12月31日 (火) まで

(6) 借入れの期間

平成26年1月1日 (水) から平成30年12月31日 (月) まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

平成25年和歌山県告示第562号に規定する和歌山県立図書館コンピュータシステム機器等の賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

- 3 契約条項を示す場所及び日時
  - (1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館総務課

(2) 日時

平成25年5月10日(金)から同月17日(金)までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時まで

- 4 入札説明書を交付する場所及び日時等
  - (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1) の規定により交付する入札説明書に対しての質問は、平成25年5月10日(金)から受け付けるものとし、5に掲げる入札説明会において回答を行う。

その後は、平成25年5月21日(火)午後5時までの間(月曜日を除く。)に和歌山県立図書館サービス課に対して書面(ファクシミリを含む。)及び電子メールにより行うものとする。

- 5 入札説明会の場所及び日時
  - (1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

(2) 日時

平成25年5月17日 (金) 午後2時から

- 6 一般競争入札執行の場所及び日時等
  - (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

イ 入札日時

<u>-----</u> 平成25年6月25日 (火) 午後2時から

- ウ 開札場所
  - アに同じ。
- 工 開札日時

イに同じ。

- (2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成25年6月25日(火)午前11時までに和歌山県立図書館総務課に必着するように行わなければならない。

#### 7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 8 入札保証金に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして入札に参加するときは、構成員のうちの代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。
- 9 契約保証金に関する事項
- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。 コンソーシアムとして落札された者が契約を締結するときは、構成員のうちの代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結するときは、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

# 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、 無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は無効とする。

- 11 入札執行方法の細目
  - (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
  - (2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、 落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじ を引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員に くじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1) に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- 12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

- 14 その他
  - (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館総務課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 15 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Computer System for Wakayama Prefectural Library : 1 Complete System
  - (2) Date and time for tender: 14:00 25 June 2013
  - (3) Contact point for the notice: General Affairs Division of Wakayama Prefectural Library, 1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City, 641-0051 Japan

TEL 073-436-9500 (FAX 073-436-9501)

# 諸報

#### 和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。 なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき 者にいつでも交付する。受領しないときは、平成25年5月31日をもってその書類の送達があったものとみ なされる。

平成25年5月10日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

## 1 事件名

一般国道370号改築工事(和歌山県海草郡紀美野町小畑字庄田坪地内から同町動木字瀬ノ上地内まで)、 これに伴う町道及び農業用水路付替工事並びに県道岩出野上線改築工事に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成25年4月25日付け24和収第23号「裁決書正本の送達について」 3 送達を受けるべき者 住所・居所不明 中小路政子 (ただし、住民票上の住所は、和歌山県紀の川市貴志川町北山510番地1 メゾン貴志川107) 中小路邦夫 (ただし、住民票上の住所は、和歌山県和歌山市西庄1056番地の263)